

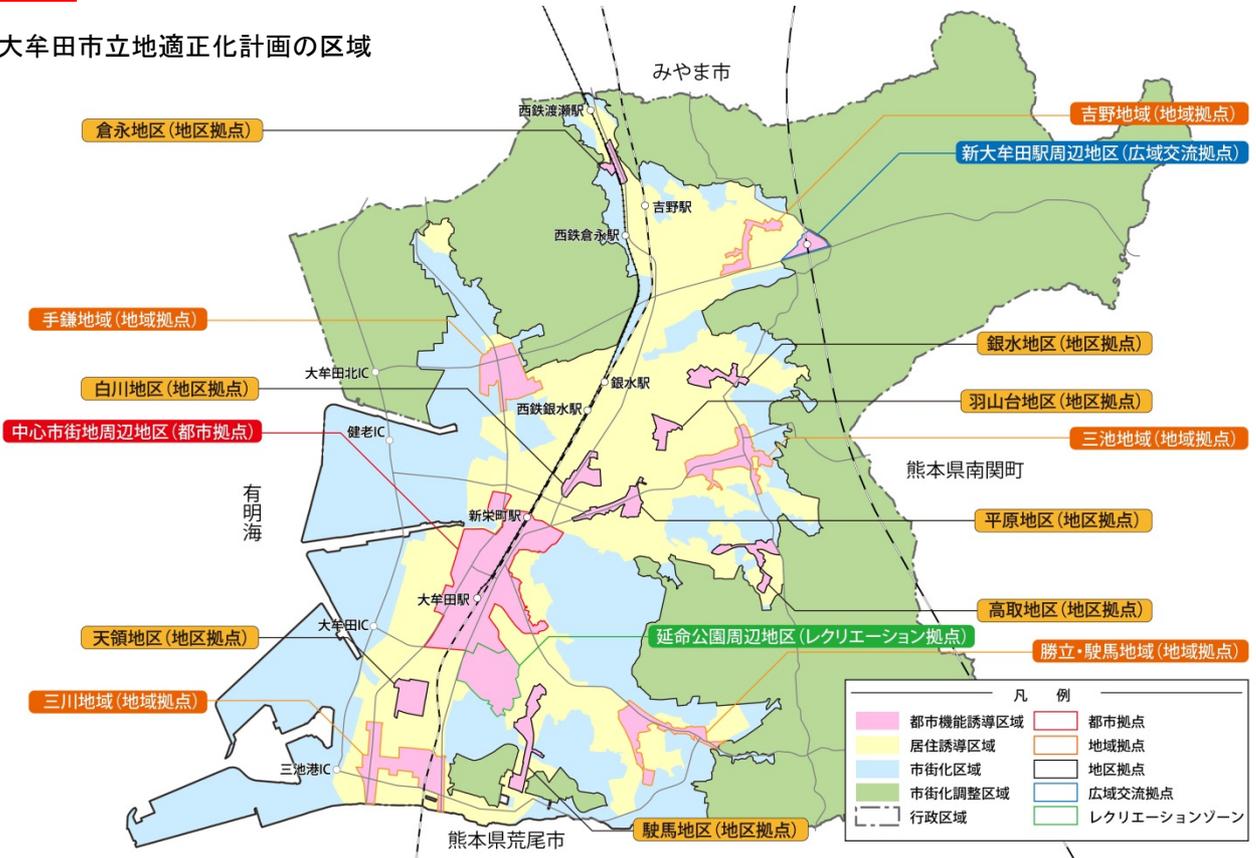
平成30年6月1日より

「大牟田市立地適正化計画」に基づく届出制度が始まります

本市では、都市再生特別措置法に基づき、「大牟田市立地適正化計画」を2018（平成30）年3月30日付けで策定し、事前の周知期間を経て、同年6月1日に公表しました。

本計画の公表日となる **2018（平成30）年6月1日以降**、居住誘導区域外での住宅、および都市機能誘導区域外での誘導施設を開発行為、又は建築等行為を行う際には、**行為に着手する30日前までに市長への届出が必要**となります。

■大牟田市立地適正化計画の区域



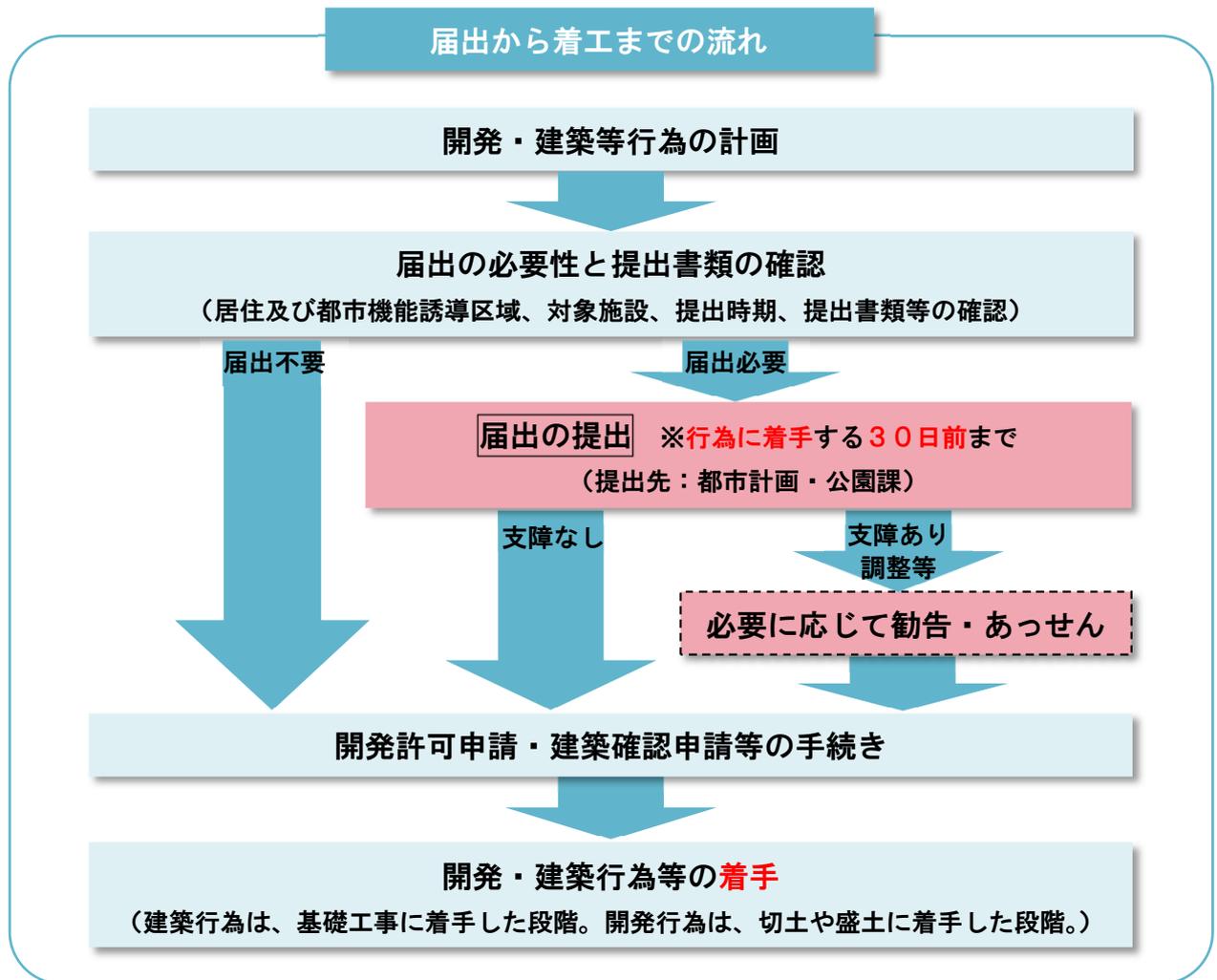
●届出の対象となる区域・行為

届出が必要となる区域		市街化区域				
		都市機能誘導区域	居住誘導区域	市街化調整区域	市街化調整区域	
届出が必要となる行為						
住宅の建築等	開発行為	◆3戸以上の住宅の建築目的で行う開発行為 ◆1戸又は2戸の住宅の建築目的で行う開発行為で1,000㎡以上のもの	不要	不要	必要	必要
	建築等行為	◆3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ◆建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合	不要	不要	必要	必要
誘導施設の建築等	開発行為	◆誘導施設を有する建築物の建築目的で行う開発行為	不要注	必要	必要	必要
	建築等行為	◆誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ◆建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ◆建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合	不要注	必要	必要	必要
	休止・廃止	◆誘導施設を有する建築物を休止・廃止しようとする場合	必要	不要	不要	不要

注：都市機能誘導区域内であっても、誘導施設ごとに「誘導する区域」が定められており、誘導する区域外で誘導施設を対象に上記の行為を行う場合も届出が必要になります。詳しくは、「大牟田市届出の手引き」をご覧ください。

「住宅」とは、戸建て住宅、共同住宅及び長屋等の用に供する建築物をいい、寄宿舎や老人ホームは含まれません。「戸」とは、世帯の数。3戸の住宅とは、3世帯が住む住宅を建てる行為を指します。但し、住戸間で内部での行き来ができない完全分離型の構造を有する建築物になります。

●届出手続きの流れ



●提出の方法（1部提出）

届出は、以下の区分により、あらかじめ定められている届出様式に添付図書を添えて行います。

開発行為の場合	<ul style="list-style-type: none"> ■ 届出書（居住誘導区域：様式 1-1 都市機能誘導区域：様式 2-1） ■ 添付図書【付近見取り図、設計図書（現況平面図、土地利用計画図、造成計画平面図）、その他参考図書（位置図、開発区域の面積求積図など）】
建築等行為の場合	<ul style="list-style-type: none"> ■ 届出書（居住誘導区域：様式 1-2 都市機能誘導区域：様式 2-2） ■ 添付図書【配置図、建築物の2面以上の立面及び各階平面図、その他参考図書（位置図、敷地面積・店舗面積の求積図など）】
上記2つの届出内容を変更する場合	<ul style="list-style-type: none"> ■ 届出書（居住誘導区域：様式 1-3 都市機能誘導区域：様式 2-3） ■ 添付図書（上記の添付図書の変更となる図書）
休止・廃止の場合	<ul style="list-style-type: none"> ■ 届出書（様式 3）

「大牟田市立地適正化計画」に基づく届出制度に関するお問合せ先

大牟田市都市整備部都市計画・公園課 〒836-8666 福岡県大牟田市有明町2丁目3番地
TEL : 0944-41-2782 FAX : 0944-41-2795

- ※1 届出の詳細については、「大牟田市立地適正化計画届出の手引き」をご覧ください。
- ※2 居住誘導区域、および都市機能誘導区域の詳細については、都市計画・公園課の窓口、又は大牟田市のホームページ (<https://www.city.omuta.lg.jp/>) で確認することができます。また、大牟田市統合型GIS公開システム（愛称：おおむた地図ナビ）でも確認することができます。